

監 査 報 告

独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「法人」という。)の平成30事業年度(平成30年4月1日～平成31年3月31日)の業務、事業報告書、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類(案)、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書)及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、副理事長、理事、内部監査部門、業績評価部門その他職員(以下「役職員等」という。)と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めた。また、平成28年4月1日に行われた国立研究開発法人 農業生物資源研究所、国立研究開発法人 農業環境技術研究所、及び独立行政法人 種苗管理センターとの統合に鑑み、通常の監査項目に加え4法人統合後の業務遂行状況の取組、統合効果の発揮状況等を引き続き平成30事業年度も重点監査項目として設定し、役員会その他重要な会議に出席して、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、主たる事務所及び従たる事務所において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。

また、役員(監事を除く。以下「役員」という。)の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制システム」という。)について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

Ⅱ 監査の結果

1 法人の業務の実施状況についての意見

法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。平成30年4月1日に就任した法人の長の強力なリーダーシップの下、各種改革が進展している。例えば、農業を強い産業にし、農業・食品分野における Society5. 0の実現に向け、農業情報研究センターを平成30年10月1日に創設する等組織改編では機能性向上がなされていると判断する。また、平成30年4月1日の農業機械化促進法廃止に伴う農業機械化促進業務の新たな体制構築も順調と認める。令和元年度には、更なる研究開発力の強化・加速化及び業務効率の一層の向上に向け組織改編が予定されており、新組織体制の定着が新たな課題と認識する。

2 法人の内部統制システムの整備及び運用についての意見

- (1) 内部統制システムに関する法人の長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。
- (2) 農業・食品分野で科学技術イノベーションを創出し、「農業の産業としての自立」を牽引するとの組織目標について、各種会議・打合せの場で、法人の長自らの言葉で繰り返し説明することで組織への浸透が図られているものと認識する。
- (3) 業務運営に際しては、各役職員の責任と権限をより明確にした形で指示が出され、業務執行がなされている。また、役員会では適時適切に議論がなされることで牽制機能が果たされていると認識する。
- (4) 労働災害については、引き続き、件数削減が課題であるが、今年度は役員による職場巡視の実施や労働災害防止をテーマにした全体会議の定例開催、各組織での労働災害防止に向けた取組内容の情報共有等労働災害撲滅に向けた強化策が講じられている。
- (5) 様々な改革が進み、また外部との連携強化も進む中、各種リスクに、適確、柔軟に対応することで、さらに内部統制の強化に繋げることができるものと認識する。

3 法人の役員の職務の遂行について

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実とは認められない。

4 財務諸表等についての意見

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認める。

5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた
監査事項についての意見

1 給与水準の状況

給与水準については、事務・技術職員及び研究職員のいずれも国家公務員とほぼ同じ水準であり、妥当であると認める。なお、平成30年度におけるラスパイレス指数（年齢勘案）は事務・技術職員は97.0、研究職員は97.2である。

2 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況

契約の適正化を含めた入札・契約の状況については、契約監視委員会（外部有識者4名、監事3名）及び入札監視委員会（外部有識者3名）により必要な点検が行われ、法人の契約は会計規程等に従って適正に行われていると認める。

3 法人の長の報酬水準の妥当性

法人の長の報酬については、給与法指定職俸給表を参考として報酬水準が設定されており、他の国立研究開発法人の長の報酬との比較からも妥当であると認める。

4 保有資産の見直し

法人が保有する土地、建物等については、厳しい予算状況の中でも、常時見直しを図り、研究業務を継続する上で効率的な資産保有となるよう推進していると認める。

令和元年6月18日

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構

監事 中根 宏行

監事 青田 博志

監事 相原 卓司